

令和6年度 固定資産税・都市計画税 納税義務者の皆様へ

固定資産税・都市計画税納税通知書は、賦課期日(毎年1月1日)現在、市内に土地・家屋・償却資産といった固定資産を所有している方(納税義務者)にお送りしています。

届きましたら、内容をご確認のうえ、納期限内に納付してください。

また、納税通知書や課税明細書は再発行ができませんので、大切に保管してください。

<納期限>

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和6年5月31日	令和6年7月31日	令和7年1月6日	令和7年2月28日

1 納付方法

問合せ/収納管理課

(1) 口座振替

納期限日に引き落とされます。ただし、下記の①～③のいずれかに該当する場合は、手続きが必要となります。

【手続き受付窓口】

取扱い金融機関・志木市役所・志木市民サービスステーション・柳瀬川駅前出張所

【手続きが必要となる場合】

- ①口座振替を初めて利用する場合
- ②指定口座を変更する場合
- ③登記(登記事由:相続、遺産分割、贈与、財産分与等)により、所有者名義の変更や持ち分の変更(所有者が変わらなくても)があった場合(指定口座に変更がない場合でも再登録が必要です)

(2) インターネット納付

各種スマートフォン決済または、スマートフォン・パソコン等を利用したクレジットカードでの納付、ネットバンキング等をご利用ください。



▲納付方法の詳細
(市ホームページ)

(3) 窓口納付

指定の金融機関・コンビニエンスストア・志木市役所・志木市民サービスステーション・柳瀬川駅前出張所の窓口で納付してください。

2 税額算定の方法

問合せ/課税課

税額 = 課税標準額 × 税率 (固定資産税1.4%、都市計画税0.2%)

3 令和6年度は「固定資産の評価替え」の年です

問合せ/課税課

土地・家屋の評価額は、総務大臣が定める基準に従って3年ごとに見直します。これを「固定資産の評価替え」といいます。令和6年度は評価替えの年にあたるため、評価額の見直しを行い、その価格を基に課税標準額を算定し、税額を算出しています。評価替えにあたり、志木市では、地価が上昇している地域が多くみられ、土地の固定資産税も上昇傾向にあります。

※1筆、1棟ごとの課税標準額などは、納税通知書の4頁からの課税明細書に記載しています。

4 所有者(納税義務者)が亡くなられたとき

問合せ/収納管理課

固定資産の所有者(納税義務者)が亡くなられた場合、相続登記(名義の変更)が完了するまでの間、納税通知書などの送付先として「相続人代表者」を決めて、収納管理課へ届出をお願いします。

※この届出は、相続関係の手続きとは関係ありません。不動産登記簿上の名義変更は、さいたま地方法務局志木出張所(TEL 048-476-1230)でお手続きください。

裏面もご覧ください



5 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました！

問合せ／さいたま地方法務局志木出張所 TEL 048-476-1230 音声ガイダンス「2」

正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

令和6年4月1日より前に発生した相続も対象となります。



▲さいたま地方法務局
ホームページ

▲不動産登記推進イメージ
キャラクター「トウキツネ」

6 新築住宅減額措置

問合せ／課税課

新築住宅は、一定要件を満たすと、新たに固定資産税が課税されることになった年度から一定期間(右表参照)、固定資産税(1戸あたり120㎡まで)が2分の1に減額されます。

	認定長期優良住宅以外	認定長期優良住宅
一般の住宅	3年間	5年間
3階建以上の 中高層耐火住宅	5年間	7年間

よくある質問

Q 数年前に新築した家屋の固定資産税が、昨年と比べて急に上がったのはなぜですか？

A. 新築住宅減額措置が終了したためです。令和5年度をもって措置が終了した家屋については、同封の納税通知書4頁からの課税明細書の「減額内容」欄に「減額終了」と記載しています。

7 変更事項の連絡をお願いします

問合せ／課税課

下記のような場合は、同封の納税通知書の3頁にある「変更事項連絡はがき」により、課税課へ変更事項の連絡をお願いします。

- ① 固定資産の所有者が、住所や名称、納税通知書の送付先を変更するとき
- ② 土地の用途(利用状況)を変更したとき 例: 隣地を買った、店舗をやめて住まいにした等
- ③ 未登記家屋を新築・増改築したとき
- ④ 固定資産税が課税されている未登記家屋を取り壊したとき又は所有者に変更が生じたとき

8 減免制度

問合せ／課税課

風水害などにより著しく損害を受けたときや生活保護法による扶助を受けたときなど、市税を納めることが困難な事情があるときは、納期限日までに課税課へ申請することにより、減免措置を受けられることがあります。

上記2、3、6～8のほか、
納税通知書や税額に関する問合せ

(例) 納税通知書の送付先を変更したい、
課税内容について聞きたい等



志木市総務部課税課 資産税グループ
志木市中宗岡1丁目1番1号
TEL 048-473-1135
メールアドレス kotei@city.shiki.lg.jp

上記1、4のほか、税金の納付方法や
納税相談に関する問合せ

(例) 口座振替納付へ変更したい、
納付書を再発行してほしい等



志木市総務部収納管理課
志木市中宗岡1丁目1番1号
TEL 048-456-5368
048-456-5369
メールアドレス syunou@city.shiki.lg.jp

※問合せの際は、納税通知書の1頁の右下に記載された7桁の宛名番号をお伝えください。